

回覧

安心・安全な暮らしのために

令和8年度

耐震化支援制度 のご案内

地震に
強い家に
しませんか？



対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に
建築された木造の一戸建て住宅

※共同住宅や長屋、店舗併用住宅なども
対象となる場合があります。



昭和56年6月1日以降に
増築されたものなど、一部対象
外となる場合があります。

対象となる住宅は耐震診断を
無料で受けられます！

※募集人数及び予算件数に限りがあるため、
お早めにお申し込みください。

募集期間

5月1日（金）
～12月4日（金）

耐震診断を済ませた方へ

木造住宅耐震 改修工事

改修工事には補助金が出ます！

補助金は最大
1,175,000円

工事の着工前に申し込みが必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。



裏面もご覧ください

お問い合わせ先

羽島市役所 都市計画課 建築管理室
☎058-392-1111（内線：2134）

詳しくは、市ホームページから

羽島市 耐震

検索



木造住宅耐震診断



木造住宅耐震改修工事

回覧

木造住宅無料耐震診断

申し込み方法

建築時期のわかる書類をご持参の上、市役所窓口(本庁舎2階56番、57番)までお越しください。

建築時期のわかる書類とは、市役所市民部税務課より毎年送付しております「固定資産税・都市計画税 納税通知書」等のことです。

- ・申請受付後、「耐震診断決定通知書」の交付を受けた住宅に、「岐阜県木造住宅耐震相談士」を派遣し、耐震診断を実施します。
- ・木造住宅の無料耐震診断には一定の条件があります。条件に合致しない場合は申し込みをお断りさせていただく場合がございます。

木造住宅耐震改修工事

- ・「岐阜県木造住宅耐震相談士」が耐震診断を実施し、その結果に基づき実施する耐震改修工事の費用の一部を補助します。
- ・次のいずれかの要件を満たす耐震改修工事が補助対象となります。

- ① 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満とされた木造住宅で、上部構造評点が1.0以上となる耐震改修工事
- ② 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満とされた木造住宅で、上部構造評点が0.7以上となる耐震改修工事

上部構造評点	判定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上1.5未満	倒壊する可能性が低い
0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い

- ・耐震改修工事の補助は、工事の着工前にお申し込みが必要です。
- ・令和8年度は令和9年1月中旬までに完了する工事が補助の対象です。
- ・事業の詳細や申し込み方法など、詳しくは表面のお問い合わせ先までご連絡ください。

補助金の額については下記のとおりです。なお、工事費に消費税は含まれません。

上部構造評点	耐震改修工事費 120万円未満	耐震改修工事費 120万円以上、 1,437,500円未満	耐震改修工事費 1,437,500円 以上	補助金限度額
1.0以上の 改修	耐震改修工事費の 90%	耐震改修工事費の 40%+60万円	1,175,000円 (定額)	1,175,000円

上部構造評点	耐震改修工事費120万円 未満	耐震改修工事費120万円 以上	補助金限度額
0.7以上の 改修	耐震改修工事費の61.5%	耐震改修工事費の11.5% +60万円	840,000円